

平成27年度第1回紋別市総合教育会議録

- 1 日 時 平成27年8月19日（水）午後3時00分
- 2 場 所 紋別市役所 市長応接室
- 3 出席者 宮川 良一 市長
小林 正男 委員長
上林 善證 委員
喜多 俊晴 委員
木山 順子 委員
齋藤 房生 教育長
- 4 事務局 教育部長 尾形 勝己
学務課長 小林 昌史
生涯学習課長 相澤 秀雄
博物館長兼図書館長 小林 功男
学務課庶務係長 川勝 亜樹子
- 5 協議内容 (1) 紋別市総合教育会議の運営について
(2) 教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱について

第1回紋別市総合教育会議 午後3時00分開会

○尾形教育部長

ただいまから、平成27年度第1回紋別市総合教育会議を開会いたします。本日、事務局として進行を務めます教育部長の尾形です。よろしくお願いいたします。

初めに、宮川市長からごあいさつをお願いいたします。

○宮川市長

皆さん、ご苦労様です。本日は、お忙しい中、第1回紋別市総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。

また、小林委員長をはじめ委員の皆様には日頃から本市の教育行政にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員会制度の見直しが行われ、教育行政における責任体制の明確化、市長との連携強化を図ることとされました。

私は、これまでも、教育委員会との情報共有や連携が十分に図られており、日々変化する教育問題に対しても、迅速な判断や対応ができていると思っておりますが、今般、市長と教育委員会の協議の場として、「総合教育会議」の設置が義務付けられたところでありますので、この会議を通じて、さまざまな議論を交わし、また、自由に意見交換を行いながら、本市の教育課題やあるべき姿を共有し、今まで以上に教育委員会と一体となって、本市教育の向上に取り組んでいきたいと考えております。

本日は、第1回目ということで、設置要綱の制定等について並びに大綱の策定について協議いただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○尾形教育部長

ありがとうございます。引き続き、小林委員長からごあいさつをお願いいたします。

○小林委員長

委員長の小林です。ただいま、市長からもご挨拶のなかでありましたが、教育委員会制度の見直しにより、この総合教育会議の設置が義務付けられ、市長とともに、教育行政について意見交換を行い、今後の教育について共に考え、

取り組んでいくことで、市長と委員会との十分な意思疎通を図ることができるものと思われまます。

昨年度、教育委員会では、市の教育の基本理念として、「生きがいと夢を紡ぐ教育」を掲げ、「つむぐ・かかわる・はぐくむ・いきる」をキーワードとした4つの教育目標を制定し、未来社会を担う子どもたちのため、また市民一人一人が学び支えあいながら、その知識や経験を社会に還元していける人づくりを目指して、各種教育施策を展開し、教育の充実、発展に努めているところです。

教育については、時代の流れと共に、学校のあり方や教員の資質などさまざまな課題が山積みとなっております。

その中で未来ある子どもたちのためにやるべきこと、また、差し迫った重要な課題について協議し、これからの教育行政をよりよい素晴らしいものにするため、私どもも市長と一体となり、市長部局の各行政分野との連携を密にし、今後の教育の更なる発展、推進のために全力で取り組んでいくことが重要であると考えております。

この会議が、実り多いものとなるよう期待しております。簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○尾形教育部長

ありがとうございました。それでは、協議事項に入ります。

まず、協議事項の(1)紋別市総合教育会議の運営について、事務局から説明をお願いします。

○小林学務課長

それでは、協議事項(1)紋別市総合教育会議の運営について、説明させていただきます。

総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4にございますように、すべての地方公共団体に設置が義務づけられ、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議が定める」とございますことから、市の設置要綱を制定しようとするものであります。

お手元の資料に沿ってご説明いたします。

協議1の総合教育会議の運営についてですが、資料をご覧ください。1の会議の設置についてですが、趣旨につきましては、市長と教育委員会の相互の連携を図りつつ、教育行政の推進を図るためということですので。

市長と教育委員会という対等な執行機関同士での協議・調整の場であり地

方自治体の附属機関ではないとされております。

次に2番の「協議及び事務の調整等」ですが、1から3までございますが、(1)として大綱に関する協議を行う。(2)として、教育を行うための諸条件の整備その他、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、(3)は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う。とされています。

次に3構成員ですがこの規程は、地方公共団体の長及び教育委員会となっております。基本的には、教育委員会から全ての委員が出席することが基本ですが、緊急の場合は、市長及び教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であるとされているところです。緊急に関しては、(2)で、付記されていますが、意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて市長と協議・調整を行うことが必要であるとされています。

4招集についてですが、法の定めによりまして、総合教育会議は地方公共団体の長が招集することとされております。また、教育委員会が協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができるとされております。

5番の意見の聴収ですが、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者等から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができるとされています。

6の「会議の公開」ですが、原則公開をさだめているものでございます。

7の「議事録の作成及び公表」につきましても、地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないとされています。

8の「調整結果の尊重」ですが、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないとされております。

9の「会議の事務」についてですが、これについては、基本的に市長が招集するとされておりますので、市長部局で行うことが原則となっております。ただし、教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能でありますことから、紋別市におきましては、本年4月1日付「紋別市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に従って、教育委員会事務局に補助執行がなされて

おります。

以上、1 から 9 番までの項目に基づきまして、右のページになります。10 番の設置要綱を案として提示させていただいております。

第 1 条については設置について、第 2 条については所掌事務について、第 3 条は、組織について、第 4 条、招集については、市長が招集し、総合教育会議の議長となるとしております。

第 5 条については、意見の聴取、第 6 条は会議の公開について、第 7 条は議事録の作成及び公表ということで、会議終了後、会議録を作成し、非公開部分を除き、ホームページ等で掲示するよう努めるとしております。

第 8 条は、調整結果の尊重、第 9 条 傍聴についてとし、第 10 条は、会議の庶務について第 11 条については、委任について定めております。

総合教育会議の運営について並びに、設置要綱を提案させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○尾形教育部長

議長がこの運営の要綱が決まってから、初めてなるというのですので、引き続き私の方から進行をさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等ございませんか。ただいまの運営に関する要綱案ということでお示しをさせていただいたところです。

(意見等なし)

○尾形教育部長

それでは、よろしいでしょうか。法律に則った項目を入れているということになっております。

○各委員

はい

○尾形教育部長

それでは、ご承認をいただきましたということで、これ以降、本日付で要綱を発行させていただきたいと思っております。それでは、ただいま、ご承認いただきました要綱に基づきまして、要綱第 4 条に基づきまして議事につきましては、市長が議長となりますことから、市長に進行をお願いいたします。

○宮川市長

それでは、要綱に基づきまして議長を務めさせていただきますのでよろしく
お願いいたします。

今回がはじめての会議でありますので、教育ならびに教育行政に関する皆様
の思いを、改めてお伺いしたいと思えます。

はじめに、私から一言お話させていただきたいと思えます。

私が市長として紋別市のまちづくりに取り組んで10年を迎えますが、この
間、「人がまちを創り、まちが人を育てる」、そして「まちづくりは人づくり」
であり、「人材育成」は持続可能な地域社会づくりに不可欠であるとの思いは、
変わっておりません。

紋別の子どもたちは、近年、スポーツや音楽など、多様な分野で、目覚ましい
活躍を見せております。また、昨年の60周年記念式典において、未来への決
意表明をしてくれた子どもたちも夢と希望に輝いておりました。

子どもが輝けば、親も家族も、そして地域も元気になることを実感しており
ます。そして、産業界でも若手企業家が研修・研鑽を深め、まちづくりの原動
力として、活発な活動を展開し始めています。

地域として更によりよい「教育」を目指し、夢と希望を持つ子ども、挑戦す
る若者、活力ある社会人、生きがいを通して輝く高齢者といった、各世代がそ
れぞれに輝く「人づくり」を推進していかなければならないと思っております。

この会議を通して、教育委員の皆様とともに、紋別の未来づくりとなる人づ
くり、教育行政施策の推進を図ってまいりたいと思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

それでは、教育委員長から、各々一言ずつお願いいたします。

小林委員長からお願いいたします。

○小林委員長

先ほども、お話しましたが、教育理念、教育目標というものを制定しました
が、大変立派なものであります。それを実現するには、皆さんが誠意を持って、
それぞれの事柄にあたるということが重要だと思えますので、今までも皆さん
誠意を持ってやっていたいただいているのですが、これからも、市民のため、紋別
のためということで、教育を行っていただきたいと思いますと思っております。

○宮川市長

次に上林委員お願いします。

○上林委員

このたびの会議が設置されたことによりまして、一番大事なのが市長という

ことで、本来、教育ということですがけれども、環境も含めて、市役所がひとつになってお互い情報交換ができ、風通しのよいものにしていければいいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宮川市長

喜多委員お願いいたします。

○喜多委員

この度、この総合教育会議というものが設置され、市と教育委員会との話し合いの場ができたということで、私自身、期待をこの会議に持っております。紋別で育つ子どもたちに対して、紋別市がどういうものを期待しているのか、あるいは、紋別市に赴任して、紋別市で教育にあたる先生方に対して、教育委員会並びに市がどのような子どもたちを育ててほしいのか、やはり、地域に根ざした教育というものを、今後、もう少し個性のある子どもといえますか、そういうものを指導要領の中で、学校で教育をされているんですけれども、紋別で育つ子どもというのは斯くあるべきというようなものを、せつかくこの地域で教職にあたる先生方にも見えるようなものが、一緒に提案ができれば、いいのかと思っております。

教育委員会の枠組みの中では、一步出られないのかという部分もありますので、そういう提案をぜひ、していただければ、また新たな方向性をいうものが見えてくるのではないかと思っております。

○宮川市長

木山委員お願いいたします。

○木山委員

本日は、このような機会を作っていただきまして、ありがとうございます。私の方から、2点お話ししたいことがあります。

一点目は、ここ数年来、学習支援ですとか学習サポーターというものがあり、紋別市として人的配置をしており、そういうことで、学校が随分、人的な潤いができたということで、大変喜ばしいという声を聞いております。

夏休みに学習を補修といいますか、それに高校生も携わったと聞いたのですが、たまたま昨日会った方から、その授業について聞き、保護者も、学校で働く人にとっても、見える形での動きが出たということについては、大変喜ばしいことと思っております。

もう一点ですが、要綱の第2条(3)にかかる部分で、児童生徒の緊急の場

合が起きた時、めったにあることではないのですが、たまたま、大事に至らなくても、学校は、教育委員会の方とは話し合う機会があるのですが、他の部署の関係の方たちと会う機会ですとか、接する機会ですとかがないのです。その連携ですとか、情報交換というところをスムーズに行くのではないのかと思えることもありますので、この会議がということではないのですが、不測の時に対応できるような基盤、組織的なものをシミュレーションしておくとか、ある程度の準備をしておくというようなこともできたらいいなと思っております。

○齋藤教育長

昨年5月に教育目標を全面改訂いたしまして、4つの大きなキーワードで、その中で、特に「つむぐ」がありまして、子どもたちにつむぐ力を育てたいという強い思いを持っております。「つむぐ」ということですから、ただ、積み重ねるといよりは、1本1本の糸を寄り合わせるというか、例えば、子どもでしたら、ただ学習、勉強だけでなく、体験ですとか経験というものをひとつの糸として寄り合わせていくようなイメージです。また、地域という1本1本の糸を織っていくといいますか、それは、なかなか解け難い糸になると思います。また、一方で学校と家庭と地域で一体となってとよく言うのですが、それにあわせて、私たち教育委員会、市長部局ですとかというふうに分けてではなく、こういう会議の中で一本化した教育行政の糸も「つむぐ」の中に入れていくようなイメージで進んでいければいいと思っております。

もう一つですが、教育の分野が広くて予算を伴うものもあると思いますが、子どもたち、高齢者の方たちも含めて日に日に時間経過がありますので、あまり一つの事業に何年もかかるというのは、適時性が失われてしまうと思いますので、こういう会議の中で英断をするということを市長にお願いし、また、私たちが教育委員会の立場で調整と相談をさせていただければと思っておりますし、それがこの会議の実効性を目に見える形でやるということになるのかと思います。スピード感をもった会議になればいいと思っております。

○宮川市長

冒頭の挨拶の中でも申し上げたのですが、今までも教育委員会との連携というのは、きちんとされてきておりましたけれども、如何せん、報告を受けたりというのは、教育長を通じたりということで、なかなか直接、教育委員さんとの意見交換の場がなかったのも、そういう部分についてもよかったのかと。市民からの教育についてのことは、教育委員さんに直接伝わって、こちらにくるといったことが道筋かとも思いますし、ひとつ気をつけなければならないのは、教育委員会の独自性というのを損なわないような形で連携をしていくという

部分を気をつけなければならないと思っておりますが、今、お話のあったスピード感をもった教育行政なり施策を展開する上でこの会議の意味というのは各機関にあると思えます。そういう部分を大切にしながら、この会議の重要性を發揮しながら、やっていければと思っております。

それでは、議事に入りたいと思えます。

協議（２）教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱についてであります、事務局から説明をお願いします。

○尾形部長

資料の（２）としまして大綱について説明をさせていただきたいと思えます。

一番目の「策定」であります、大綱設定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の新設条項であります。

目的であります、地域住民の意向のより一層の反映と自治体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図るため市長が策定するとされております。

二点目の、施策についてその施策や目標の根源となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないということ。

国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定めること。

教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育進行基本計画やその他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることが出来ると考えられることから地方公共団体の長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には別途大綱を策定する必要はないとされております。

2「期間」については、法律で定めはないですが、市長の任期が 4 年であること、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることから、4 から 5 年程度を想定しております。

3 記載事項については、各地方公共団体の判断によるとされておりますが、考えられる主な事項ということで例示させていただいております。スポーツも当然対象となるとされておりますが、必ずしも網羅的に記載させる必要はないとされております。また、教育委員会が適切と判断して記載可能な事項として、本来は、市長の権限に関わらない事項であります教科書採択、教職員の人事の基準など一定の範囲の双方合意が得られた場合については、その方向性なり方針について明示することもやぶさかではないという規定がございます。

4 大綱と関連計画についてですが、（１）として紋別市の教育目標についてですが、昨年 5 月 22 日に設定いたしました。この目標設定にあたりましては、教育基本法はもとより国の教育振興計画、北海道の推進計画、紋別市の第

5次総合計画を参酌したもので設定したものでございます。

(2)の紋別市生涯学習推進計画についてですが、こちらは、本年3月に改訂いたしました。大枠としましては、国の教育振興基本計画、北海道生涯学習推進基本構想、紋別市総合計画、紋別市の教育目標を参酌し見直しを図ったところでございます。このジャンルですが、幼児教育、家庭教育、義務教育から芸術文化、スポーツまで、教育部門の施策の総括的な計画とし、期間を26年度から30年度としているところです。

今回の大綱の「たたき台」としては生涯学習推進計画の4つの施策を想定することで生涯学習推進計画の施策プランとして進めてきたところでございます。

次に、5番目の法律上の効果として、大綱については、首長が定めるとされておりますが、条例を設けたり議会の議決をする必要はないということです。合意が不成立ということですが、意見を協議・調整をしていくということですが、調整がうまくいかない場合も想定しているところでありますが、不合意のないように十分に調整するということです。

次のページの大綱の「たたき台」ですが、本文、基本理念、具体的施策の項目等すべて、現在の生涯学習推進計画の改訂版をそのまま掲載したものでございます。

これらをふまえ、大綱のたたき台についてご協議いただきたいと事務局として考えておりますのでよろしくお願いいたします。

期間についてですが、おおよそ、4から5年程度とお話しましたが、初年度を27年度とした場合、国の教育振興計画については、29年度まで、北海道の計画も29年度までとなっており、30年度からは国の第3期教育振興計画が策定されるということもありますので、この大綱作り自体が国の教育振興計画を参酌して策定するということでもありますので、きりとしては、国にあわせ29年度になると思います。ただ、総合計画や生涯学習推進計画からしますと30年度までと設定してございますので、どちらがよろしいのかということも議論いただきたいということです。

また、教育の基本理念についてお話をさせていただきますが、たたき台のほうでは、生涯学習推進計画の基本理念を提示してございますが、これをそのまま、大綱の基本理念としてよろしいかという議論になろうかと考えております。

また、紋別市教育の基本理念として、「生きがいと夢を紡ぐ教育」としております。こちらを基本理念の位置づけと捉えることも可能であると思っておりますので、こちらについても議論をお願いします。以上で説明を終わらせていただきます。

○宮川市長

ただいまの事務局からの説明の整理をしますと、まず、大綱の基本理念の設定について、新たに設定をするのか、既存の市の教育関連計画を適用するのかということ。

2点目に、大綱に掲げる施策の設定については、新たに設定するのか、または、既存の計画体系を適用させる場合、総合計画とすべきか、生涯学習推進計画とすべきかということ。

3点目に、計画の期間の設定についてですが初年度を27年とし、平成29年度までとすべきか30年度までとするべきかということになります。

これについて事務局案として、大綱の基本理念を市の教育目標とすること。施策体系については、生涯学習推進計画の例によること。計画期間は平成27年度から平成29年度までとすることが示されたわけですが、皆様から何かご意見等はございませんか。

○齋藤教育長

生涯学習推進計画を策定したときには、総合計画の関連や国や道の関連も踏まえ作った経緯があります。ですから、漏れというのは、おそくないだろうと思います。ですから、私は、生涯学習推進計画を基にして大綱を作るということによろしいのかと思います。大綱については、事務局案でよろしいかと思います。

○小林委員長

期間のことですが、30年度には、違う計画が策定されるため、29年度末に策定すると、また、次の年には新たな計画等が策定され、すぐに大綱を作り直さなければならなくなってしまうので、そんなに早く作る必要はないかと思います。

○宮川市長

計画も色々作ってきていて、市の総合計画もありますし、その他の計画もあり、それらにあわせながら策定してきて、その部分については、ほとんど網羅しているという考え方ですので、新たに策定しても、同じものができてしまうのではないかと思います。

特に反対意見がないようであれば、改めて申し上げますが、基本理念を市の教育目標とすること、施策体系は、生涯学習推進計画の例によること、計画期間は、平成27年度から平成29年度までとすることとして、進めてよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○宮川市長

それでは、その他に入ります。事務局から何かありますか。

○尾形教育部長

事務局からであります。今後の会議の日程についてですが、次年度予算編成時に開催したいと考えております。案件については、今想定しておりますのは、次年度以降の政策予算反映、重点施策として反映すべきものにどのようなものを選択していくかということの一つ議題としてあげていくということで考えておりますし、ただいま基本的方向性につきましては、生涯学習推進計画の例によって大綱作りをしていくということでご意見をいただきましたので、これに基づいた大綱の原案というのをその段階でお示しいたしましてまた、協議いただければと考えております。日時等につきましては、改めて調整をさせていただいた後に、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○宮川市長

ほかに何かご質問等ございませんか。

○齋藤教育長

今まで行政訪問というのをやっていましたが、学校視察ですが、市長も一緒に学校訪問ができればと思います。そういう機会があつて、子どもたちの様子を市長が見るといいと思います。

○尾形教育部長

学校訪問は、年に1校2校は必ず見ておりますので、その際に市長も一緒に行かれたらよろしいかと思っております。

○齋藤教育長

教育行政訪問とし、その際には市長も一緒に訪問していただければありがたいと思います。

○木山委員

学校側は喜ぶと思います。紋別市立というもっと具体的なイメージがつかめると思っておりますので、ぜひお願いします。

○喜多委員

木山委員がおっしゃったとおり、学校現場は、道教委から辞令がでて、紋別市に赴任しているという立場ですよね。そこで、教育するのは紋別市の子どもたちで、紋別市の職員として働いているという立場と、紋別市はこうだという、こういう子どもたちを育ててほしいという思いをこの地域で働くんだという見方をされれば、いいのかなと常々思います。先生方にも刺激になるのではないかと思います。

○宮川市長

はい、わかりました。

あとはよろしいでしょうか。ないようですので、これをもちまして、総合教育会議を終了いたします。お疲れ様でした。

午後 3 時 5 7 分終了